

# 日刊 動労千葉

84. 7. 23

No. 1697

### 国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
（鉄電）二九三五〇六（公衆）〇四七二二二七二〇七

# 明らかとなった 退職金支払拒否の不当性

## 第18回 中江公判報告

最終局面を迎えた中江公判は、七月九日、東京地裁において第18回公判が開かれ、中江顧問への退職金支払いを拒否する動労「本部」革マルの不当性が満天下に明らかになりました。

### 「除名・処分」の有効性」論を粉砕

動労「本部」革マル弁護団は、中江顧問の退職を認めず「除名」「処分」の有効性を立証するため、動労「本部」規約・規則の解釈について執拗な追及を行ってきました。

すなわち、中江顧問の動労千葉への加入時期、動労「本部」犠牲者救済規則の立法主旨等を中心とするものです。これに対して中江顧問は、四月五日に林大鳳（当時委員長）に退職の意志表示を行い、四月九日に退職届けを郵送、即動労千葉に加入した事実を明らかにしました。

さらに「犠牲者への退職金の支払い」については「日高問題」の発生により再検討を加えた結果、たとえ該当者が除名になったとしても「自己都合によ

る退職金の支給」を行うことを決定し、犠牲者救済規則の改正を行ったことを明らかにしました。

### 裁判官が再々度の和解勧告

公判は、中江顧問の原告本人尋問によつて動労「本部」革マルの中江顧問への退職金支給拒否の行為が、あらゆる観点からみても不当な行為であることが明らかとなる中で、裁判官は再々度の和解勧告を行ってきました。

この勧告に対して、動労「本部」革マル弁護団は、全国大会の開催を理由に故息にも引きのばしをはかつてきましたが、裁判官の強い意向により九月一四日に再度和解のための交渉を行うことを決定し終了しました。

臨調・行革粉碎！ 三里塚ジェット闘争勝利！

第12回サンケイ公判は、七月十日東京地裁で開廷し、サンケイ新聞社側が申請した島崎道彦（当時サンケイ新聞社夕刊担当責任者）が証人として出廷しました。

# デマ報道を自己弁護する サンケイ・島崎 オレは回サンケイ公判報告

「社会主義とスターリン主義」

動労千葉労働学校  
第4回講座開催の  
お知らせ

期 日 7月28日(土)  
時 間 13時～17時  
講座科目  
「社会主義と  
スターリン主義」

講師 経済学者  
村越 敬二氏

島崎証人は問題の記事（……一連のゲリラ事件に動労千葉が関与していたことがはっきりしたわけで……）について、次のような証言を行いました。

すなわち「『動労千葉が関与していた……』と表現した理由は、動労千葉が信号ケーブル切断事件に『何らかのかかわりがあった。少なくとも無縁だ

とはいえない』という主旨で使用したのであり、このゲリラ事件に動労千葉が『組織的方針』とか『機関決定に基づいて組織的に関与した』という主旨で用いた表現ではない」と主張し、自己弁護を行ってきました。

動労千葉弁護団は、サンケイ新聞の悪意に満ちたデマ報道を厳しく糾弾し、島崎証人に対する徹底した追及を行う予定でしたが、主尋問が大巾に遅れたため次回公判で反対尋問を行います。次回公判は十月二三日開廷の予定です。

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！